

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：長岡市

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	過疎地有償運送の旅客の範囲の緩和	過疎地有償運送の旅客の範囲は、特定非営利活動法人等の会員であって、道路運送法施行規則第49条第2号に規定する当該地域内の住民及びその親族、当該地域内に存する官公庁、病院その他の公共的施設を利用する者、その他当該地域において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者とされている。しかし、市場規模が小さい当該区域において生活サービスの継続性を高めるためには、限られた経営資源の多目的利用による収益の多様化が不可欠であるため、旅客の範囲を限定しないことが必要である。	道路運送法施行規則第49条第2号に規定する過疎地有償運送の旅客の範囲の緩和	本提案は、これまで主に地域住民に限定されていた過疎地有償運送の旅客の範囲を撤廃するという画期的・斬新な提案である。 現在、山古志地域・太田地区では全世帯の97%超の世帯が正会員として運営を支える特定非営利活動法人中越防災フロンティアが会員サービスの一環として輸送サービスを行っている。来訪者等の会員以外の者に対しては初回に限り会費を負担せず乗車可能とする措置が講じられている。小国地域では平成24年度、山古志地域・太田地区、川口地域では平成25年度中の過疎地有償運送化の実施を目指した検討が進められているが、現行の過疎地有償運送制度では観光客等から運賃を徴収することができず、受益者負担の原則を維持できないことが支障となっている。	生活サービスの継続性確保	市場規模が小さい当該区域において生活サービスの継続性を高めるためには、限られた経営資源の多目的利用による収益の多様化が不可欠である。しかし現行制度においては、不特定多数の来訪者からは運賃を徴収することができないため、政策課題解決の阻害要因となり得る。	道路運送法施行規則第49条第2号	国土交通省	○					
	自家用マイクロバスの貸渡しの許可基準の緩和	過疎地有償運送を行う特定非営利活動法人が自家用マイクロバスによるレンタカー事業を行うにあたっては、平成7年6月13日付け自旅第138号各地方運輸局長・沖総総合事務局長あて運輸省自動車交通局長通達4(1)により、他車種でのレンタカー事業について、2年以上の経営実績を有していることが求められおり、参入障壁となっている。	平成7年6月13日付け自旅第138号各地方運輸局長・沖総総合事務局長あて運輸省自動車交通局長通達4(1)に規定する2年以上の他車種でのレンタカー事業経営実績要件の緩和	本提案は、自家用マイクロバスを使用したレンタカー事業の参入障壁を緩和する画期的・斬新な提案である。特定非営利活動法人MTNサポートは、平成24年度から小国地域で過疎地有償運送を行うため27人乗りのマイクロバスを購入することを予定している。マイクロバスの多目的利用による収益性の向上は、法人の自立性を高めることに寄与すると考えられるが、本基準で求められる他車種でのレンタカー事業を2年以上行うには、資金力に乏しい特定非営利活動法人にとっては負担が大きく、参入障壁となっている。また、小国地域や山古志地域など総合特区として見込む区域では、従来から住民の親睦を図るための団体行動が盛んであるが、その際の移動手段として安価でマイクロバスを提供することは団体行動を促進させ、自立的な地域コミュニティを支える地域社会の絆を育むことに大きく寄与するものである。	生活サービスの継続性確保	市場規模が小さい当該区域において生活サービスの継続性を高めるためには、限られた経営資源の多目的利用による収益の多様化が不可欠である。しかし、生活サービスを提供する主体が有する数少ない資産である自家用マイクロバスを多目的に利用する機会を失うことは、政策課題解決の阻害要因となり得る。	平成7年6月13日付け自旅第138号各地方運輸局長・沖総総合事務局長あて運輸省自動車交通局長通達4(1)	国土交通省	○					

※「区分」欄には、該当する区分に「○」を記載してください。(複数記入可。)